

生命保険料控除早見表

内容

①生命保険契約等、②個人年金保険契約等、③介護医療保険契約等に係る保険料等（保険料、掛金）を支払った場合の控除

1 新契約（平成24年1月1日以降の契約）に係る控除

①②③に区分し、それぞれを次の算式で計算した金額の合計額（限度：所得税12万円、住民税7万円）

所得税		住民税	
支払った保険料等 (A)	控除額	支払った保険料等 (A)	控除額
2万円以下	(A)	1.2万円以下	(A)
2万円超 4万円以下	$(A) \div 2 + 1$ 万円	1.2万円超 3.2万円以下	$(A) \div 2 + 0.6$ 万円
4万円超 8万円以下	$(A) \div 4 + 2$ 万円	3.2万円超 5.6万円以下	$(A) \div 4 + 1.4$ 万円
8万円超	4万円	5.6万円超	2.8万円

2 旧契約（平成23年12月31日以前の契約）に係る控除

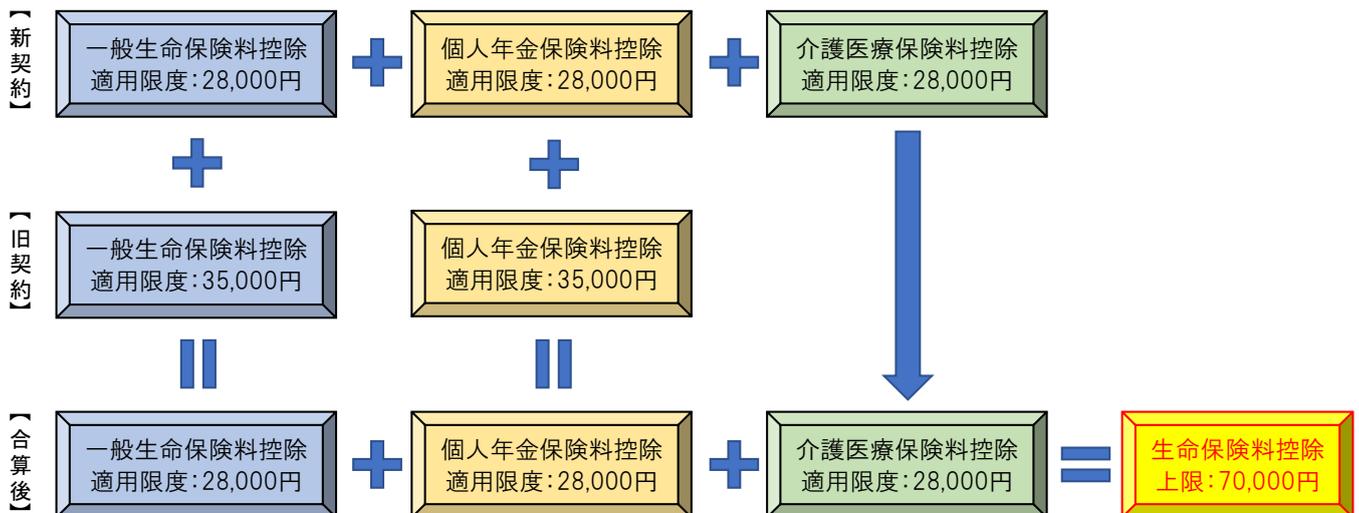
①②に区分し、それぞれを次の算式で計算した金額の合計額（限度：所得税10万円、住民税7万円）

所得税		住民税	
支払った保険料等 (A)	控除額	支払った保険料等 (A)	控除額
2.5万円以下	(A)	1.5万円以下	(A)
2.5万円超 5万円以下	$(A) \div 2 + 1.25$ 万円	1.5万円超 4万円以下	$(A) \div 2 + 0.75$ 万円
5万円超 10万円以下	$(A) \div 4 + 2.5$ 万円	4万円超 7万円以下	$(A) \div 4 + 1.75$ 万円
10万円超	5万円	7万円超	3.5万円

3 1、2双方で控除を受ける場合

①生命保険契約等、②個人年金保険契約等の新・旧契約それぞれの控除額を合計し（限度額はいずれも：所得税4万円、住民税2.8万円）、介護医療保険料控除を加えた額（限度額：所得税12万円、住民税7万円）

【参考】生命保険料の区分による控除額と控除限度額(住民税)



新契約と旧契約の両方の控除を受ける場合、適用限度額は28,000円